

# 全国土地改良大会が 山梨県で開催される！



10月30日、第37回全国土地改良大会山梨大会が甲府市のアイメッセ山梨で開催された。「富士の国やまなし発かけがえのない農業を次世代へ水土里育む土地改良」のテーマのもと、全国から関係者約3,800名が参集し、「食料自給率の向上と食料安定供給の確保」、「農業・農村の多面的機能の發揮」、「農業の持続的発展と農村の振興」などの必要性・重要性を全国各地に向けて発信した。

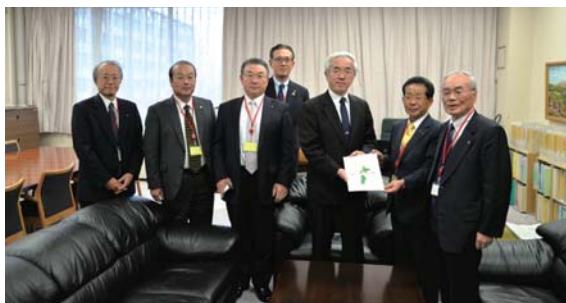
また、同時に行われた「土地改良事業功績者表彰」では、本会の高貝久遠会長が農林水産大臣表彰を、雄勝郡山田五ヶ村堰土地改良区の大坂芳市理事長が全国土地改良事業団体連合会長表彰を受けた。

なお、第38回全国土地改良大会は、平成27年10月に青森県での開催が決定している。



## 要請活動

### 東北・北海道土地連絡協議会が各省庁へ



## ■平成26年度追加予算及び 平成27年度当初予算の確保 ■東日本大震災からの再生・復興

11月25～26日に東北・北海道土地改良事業団体連絡協議会が、財務省・農林水産省・復興庁へ「農業農村整備関係予算の確保並びに東日本大震災からの再生・復興に関する要請」を行った。本会からは高貝会長、清野専務、水戸常務などが参加。今回は、意欲ある地域や担い手が所得の倍増を目指し、生産する喜びを実感できるよう、上記2項目について要請を行った。農林水産省の三浦農村振興局長からは「概算要求は前年度比124%の要求をさせて頂いた。全国からの要望に応えるためにもしっかりと予算化に向けてがんばっていただきたい。農地・水・環境保全向上対策地域協議会や水土里情報システム、再生エネルギーに関する位置づけや制度・運用など、すべて重要な項目と認識している。これについてもしっかりと対応していただきたい」とコメントを頂いた。

# 「農業農村整備の集い」で予算確保の要請



11月25日、全国土地改良事業団体連合会主催の「農業農村整備の集い」がシェーンバッハ・サバー（東京都千代田区：砂防会館別館）において開催され、全国各地から関係者約800名が結集した。

全国土地改良事業団体連合会の野中会長は、冒頭の挨拶で先の全国土地改良大会の大盛会について謝辞を述べ、参加大臣や国会議員の方々に予算拡大に最大限の支援をお願いした。続いて、農林水産省農村振興局の三浦局長より平成27年度予算概算要求について報告があり、秋田県大仙市の農事組合法人「たねっこ」の事例発表などが行われた。また、「国に対する9項目の要請」と「補正予算編成にかかる緊急要請」について採択が行われ、参加者の満場一致の拍手で採択となった。

小泉農林水産副大臣

## 9項目の要請事項

1. 農地整備や国土強靭化の考えに即した防災・減災対策に対する予算措置
2. TPP交渉に関しては日本の食の安全・安心を担う農業・農村とこれを支える農家の生産意欲に悪影響を及ぼさない
3. 強い農業実現のため、水田の大区画化や汎用化、畑地かんがい施設の整備等を国が責任を持って進める
4. 東日本大震災などの災害復旧・復興の加速化
5. ため池等老朽化した農業水利施設の保全整備や耐震化等の防災・減災対策の着実な推進
6. 多面的機能支払いの推進において地域協議会の位置づけを明確にすること
7. 農村の資源を有効に活用するため、小水力発電等を推進していくこと
8. 農地中間管理事業の推進に当たっては、水土里情報システムを活用すること
9. 水路、ため池等の農業用施設の適切な維持管理等を行っていくような土地改良区の運営基盤の強化を図ること

## 農業用施設賠償責任保険・団体傷害保険制度のご案内

みなさまが、安心して『施設維持および管理活動』に従事していただくための平成27年度団体保険制度をご案内いたします。

**安心**  
安心の補償

### ●農業用施設賠償責任保険 <相手への賠償>

- ◆土地改良区等が所有・使用・管理する施設等が原因となる第三者への賠償事故による損害を補償します。
- ◆土地改良区等が実施する草刈り・清掃などの施設維持・管理活動中に作業員のミスによる第三者への賠償事故による損害を補償します。

※「賠償事故」とは、法律上の損害賠償責任が発生した事故のこと。

### ●団体傷害保険 <ご本人の賠償>

- ◆土地改良区等が実施する草刈り・清掃・施設の保守管理などの施設維持・管理活動中に偶然な事故でケガをした場合、保険金をお支払いします。

※他の保険等とは関係なくお支払いします。健康保険、生命保険、政府労災など他の保険や、加害者から受ける損害賠償金などとは関係なくお支払いします。



# 秋田県土地改良事業推進大会

11月4日、平成26年度秋田県土地改良事業推進大会が男鹿市民文化会館で開催された。県内各地から約1200名の関係者が集結。

高貝会長は「農政の大転換に当たり、農業生産基盤の整備を担う水土里ネットの重要性が増している。農地集積や水利施設の更新は急務であり、事業を確実に発展させよう」と挨拶。来賓祝辞のほか、秋田県土地改良功労者表彰（団体2、個人3）・秋田県土地改良事業功績者表彰（個人5）・秋田県21世紀土地改良区創造運動表彰（奨励賞2、特別賞1）も行われた。



## 大会決議

- ほ場整備の大区画化等農地整備の推進
- 農業水利施設等土地改良施設の適切な保全管理
- 農業用施設の防災・減災対策の推進
- 土地改良区の公益的役割についての理解を広げる
- 土地改良区の運営基盤の強化に対する支援
- TPP交渉における主要5品目の関税を維持
- 多面的機能支払交付金を含む日本型直接支払制度の充実
- 小水力発電等、再生可能エネルギーの有効活用の支援
- 国における必要予算の確保、所要の地方財政措置

議事では秋田県農業農村整備事業の現状報告について「平成26年度予算は、平成25年度の補正予算と平成26年度当初予算を合わせると、前年度比約35億円増の236億円で平成25年度に引き続き大幅縮減前の平成21年度予算を上回る予算規模となっている。今後も『がっしりとした生産基盤』、『ホッとする農村環境』、『いきいきとした地域活動』を3つの柱とし、事業推進に邁進していきたい」と県農林水産部農地整備課の倉部課長が「ふるさと秋田 農業農村整備実施方針」について詳細を話した。最後に男鹿市払戸土地改良区の三戸事務長が、安全・安心、そして安定した食料供給を維持し、農業・農村の多面的機能を守っていくための決議文を読み上げ、満場の拍手で大会を閉会した。

## 納得 納得のプラン

### ●納得その1

◆農業用施設賠償責任保険の保険料の計算は簡単！

### ●納得その2

◆役員・職員以外の方に

- ①土地改良区の夫役等として、組合員による草刈・泥上げ等に従事する方への傷害保険
- ②期間雇用の方への傷害保険

◆役員・職員の方に

- ③役員・職員の方に限定した傷害保険

各プランとも新たなプランを設定し、豊富なコースの中からお選びいただけます。

### ●納得その3

◆傷害保険は、団体加入のスケールメリットとして割引15%を適用しています。

[問合せ先] 総務企画部 総務企画班 TEL. 018-888-2742

引受保険会社：三井住友海上 取扱幹事代理店：東北リスクマネジメント

[更新手続き] 2月末日までとなっておりますので、後日、加入依頼書を送付いたします。

※上記は、農業用施設賠償責任保険と団体傷害保険の特徴を説明したものです。詳しくは商品パンフレットをご覧ください。

また、農業用施設賠償は昨年と同様ですが、延長距離に変更がありましたら別途お見積り致しますのでご連絡下さい。

# 平成26年度 土地改良関係団体役職員講習会

## 県内9会場で開催される

本講習会は、土地改良区が抱える多様で複雑な問題について多方面からの対応策や情報提供を受ける良き研鑽の場として開催されています。

今年度は、11月10日の平鹿支部を皮切りに、12月5日まで県内9会場において、延べ865名の関係者が参加し盛会に終了することができました。

今年度の全県共通テーマとして「土地改良事業と農地中間管理事業との連携について」と題して、秋田県農業公社担当者より講義を受けました。

講義の中では、農地中間管理機構が4月にスタートし、事業制度の周知活動を続けながら、今年度3回実施予定の借受け希望者の公募は、第1回目を7月に、第2回目は10月～11月上旬にかけて行った結果、借受け希望者は1回目が8,111ha、2回目が4,500ha以上の見込みと予想を大幅に上回っており、出し手の希望も10月末で1,216haとなっていることから、今年度の機構集積目標である1,000haを上回る見込みであることが紹介されました。



※なお、農地中間管理機構の農地貸借に係る最新の数値等は次のとおりです。

- ①第2回借受け希望の面積 4,598ha (第1回との累計 12,709ha、11月28日付)
- ②出し手の貸付け希望面積 1,502ha (11月28日付)
- ③第1回貸付け (配分計画の認可) 361ha (12月19日付)
- ④借受け希望の第3回公募 平成26年12月19日～平成27年1月26日

**質問**

**Q**

農地中間管理機構（事業）と土地改良区はどのような関わり方をして行けばよいのか、具体的な動き方がわかれれば教えていただきたい。

**A**

土地改良区の関わり方については、大きく分けて次の2つの事が考えられる。

①賦課金 ※(三条資格者)

- ・機構が出し手から借受け、受け手に貸付けるまでは、原則として機構が三条資格者となる（受け手に引き渡すまで、賦課金の支払義務）
- ・三条資格者の手続き（①出し手→機構、②機構→受け手）が発生する
- ・資格手続きを簡素化する方向で検討

※三条資格者とは、土地改良法第三条の土地改良事業に参加する資格のことである。

②基盤整備

- ・機構が行う簡易な基盤整備について、機構に対して土地改良事業への参加資格を付与することができる
- ・土地情報（一筆）の提供など
- ・機構が行う基盤整備に関する事務処理の受託

**Q**

中間管理機構で農地をマッチング交渉している期間について、対象農地の土地改良区に対する経常賦課金、事業賦課金等は機構側で支払ってくれるのか？

**A**

農地中間管理権の取得後3年間は、管理機構で土地改良区へ賦課金を納入する。

督促通知書も中間管理機構が対応する。

農地中間管理事業については、今後も最新の情報を提供しながら、土地改良区にとって有益な関わり方を考えていきたいと思います。

## 土地改良区統合整備協議会・研究会等設立状況

組織名	関係土地改良区名	土地改良区数	備考
由利本荘市土地改良区設立委員会	本荘東由利、滝沢堰、上川内堰、大内、西目	5	・H26.3.27合併予備契約調印 ・H26.8.4設立委員会設立 ・H27.4.1合併認可予定 (新設合併)
北秋田市土地改良区統合整備推進協議会	綴子、鷹巣、森吉町、合川町	4	・H25.8.30協議会設立 ・統合整備計画書作成中 ・H28.4.1合併認可予定 (新設合併)
能代地区土地改良区統合整備推進協議会	能代北部、能代地区、東雲原、能代市榙	4	・H26.6.4協議会設立 ・統合整備計画書作成中 ・H28.4.1合併認可予定 (秋田県能代地区に吸収合併)
仙北平野地区土地改良区統合整備推進協議会	仙北平野、仙北南部、鶯野、中仙南、清水北部、豊川、横堀、仙北平野東部、七瀧、六郷町	10	・H26.4.4協議会設立 ・統合整備計画書作成中 ・H28.1.31合併認可予定 (秋田県仙北平野に吸収合併)